

公益社団法人 兵庫県看護協会受講規約

(趣旨)

第1条 この受講規約（以下「本規約」という。）は、公益社団法人兵庫県看護協会（以下「本会」という。）が実施する研修（以下「本研修」という。）を受講するにあたっての受講者と本会との契約条件を規定するものです。ただし、別に規定を定める研修はこの限りではありません。

(本規約の承諾)

第2条 本研修の受講申込をした者（以下「申込者」という。）は、本規約の内容を承諾したとみなします。

(本研修の申込)

第3条 本研修の受講を希望する者は、本会の定める手続きに従って、受講の申込みを行います。

(本研修受講の決定・変更)

第4条 本会は、以下の選考基準に基づき、本研修受講の可否を決定します。

- (1) 研修受講要領（以下「要領」という。）に定める応募条件に該当している者
 - (2) 定員を上回る場合、同一施設内の優先順位が上位の者
- 2 やむを得ない理由があり、本会が認めた場合に限り受講者を変更することができます。

(受講料等)

第5条 本研修の受講を認められた者（以下「受講者」という。）は、指定振込み期間内に要領等で定める受講料を支払うことが必要です。

(個人情報の利用と管理)

第6条 本会は、申込者の個人情報を以下の利用目的の範囲内でのみ利用し、利用目的以外で利用することはありません。

- (1) 本研修を受講する際の本人確認のため
 - (2) 本研修に関する事務手続き、連絡・情報提供等のため
 - (3) アンケートその他の方法により、本会の事業推進に資する情報を収集するため
- 2 本会は、提供いただいた個人情報を取扱うにあたり、本会の「個人情報保護規程」に基づき、適切に行います。

(講義内容に対する権利)

第7条 受講者は、本研修の講義、演習等に含まれる一切の情報、著作権、商標権その他の一

切の権利について、これらの権利を侵害する行為を一切行ってはいけません。

- 2 受講者は、本会、または講師や演者の許可なく研修内容等を、録音、録画、撮影などで保存することはできません。
- 3 受講者は、研修受講に際して、他の受講者から取得した一切の個人情報について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはいけません。本会は、受講者による他の受講者の個人情報の取扱いについて一切の責任を負いません。
- 4 受講者は、受講者の発言等が教材の一部として使用されること、および、当該発言または映像に対する一切の権利（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）が本会に帰属することを承諾したとみなします。この場合において、本会は、受講者に対して報酬その他の一切の金銭的義務を負いません。

(受講資格の中断・取消)

第8条 受講者が以下の項目に該当する場合、本会は、本契約を解除し、当該受講者の受講資格を停止することができます。

- (1) 受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- (2) 決定した受講者以外の者が受講した場合
- (3) 営利を目的とした行為を行った場合
- (4) 受講者が研修の進行の妨げになると判断した場合
- (5) その他、本規約に違反した場合

(契約解除)

第9条 受講者は、研修の申込の撤回をすることができます。ただし、一度入金された受講料の払い戻しはできません。また、申込の撤回その他の理由による不参加のために発生した費用について、本会は一切の責任を負いません。

(本研修の中止・中断および変更)

第10条 本会は、以下の項目に該当する場合は研修の運営を中止・中断・変更ができます。

- (1) 講師の都合、会場および設備等の不具合、研修の運営が困難な場合
- (2) 応募者数が定員を大きく下回る場合
- (3) 気象警報の発令、地震の発生により受講者の安全確保が危ぶまれる場合
- (4) その他やむを得ない場合

2 前項の事由により本研修を中止した場合、受講料を返金します。

(研修修了証・参加証)

第11条 本研修を受講した場合、規定に基づき研修修了証・参加証を発行します

2 研修修了証は以下の研修とします。

- (1) 特定の専門分野における能力開発研修
- (2) 看護に関する新たな知識・技術・情報の習得

- (3) 診療報酬・介護報酬関連の知識・技術・情報の習得
- (4) 本会重点事業に関する知識・情報の習得
- (5) 委員会主催研修以外の公開講座

3 参加証は以下の研修とします。

- (1) 学会・研究会・報告会
- (2) 支部研修（ただし前項に位置付けられる研修を除く）
- (3) 職能委員会・委員会等の研修（ただし前項に位置付けられる研修を除く）および公開講座
- (4) 新入会員研修
- (5) 講演会

4 研修修了証・参加証の再交付は原則として行いません。やむをえない理由で再交付を希望される場合は、所定の手続きが必要です。

(本会の責任)

第12条 本会は、故意または重過失に基づく場合を除き、研修または本規約に関連して受講者または第三者が被った特別損害（予見可能性の有無を問わない）、間接損害および逸失利益については何ら賠償責任を負わず、通常損害について、本会が受領した受講料金の範囲内でのみ、責任を負います。

2 理由の如何を問わず、受講者が本会に物件を放置し、研修終了後1ヶ月以内に返還を請求しなかった場合、本会は受講者が当該物件に対する所有権その他の権利を放棄したものとみなして、これを任意に処分することができるものとし、当該物件に関して一切の責任を負いません。

(損害賠償)

第13条 受講者が本研修に起因または関連して、本会に対して損害を与えた場合、受講者は一切の損害を補償しなければなりません。

2 本研修に起因または関連して、受講者と他の受講者その他の第三者との間でトラブルが生じた場合、受講者は自己の費用と責任において、本会に生じた一切の損害を補償しなければなりません。

(附則) 本規約は 2013年12月3日より施行する

本規約は 2015年4月1日より一部改定する

本規約は 2016年4月1日より一部改定する

本規約は 2017年4月1日より一部改定する

本規約は 2018年4月1日より一部改定する

本規約は 2019年4月1日より一部改定する